

「元気発進！子どもプラン」
(第2次計画)

【成案】

(平成26年11月20日)

北九州市

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の策定に当たって

出生率の低下等により少子化が進む中、子育てへの不安・孤立感を持つ保護者の増加や待機児童の発生など、子どもや子育てをめぐる環境が厳しさを増しています。これらの課題に対処し、子育てをしやすい社会となるためには、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい仕組みを構築することが求められています。

このような中、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」が制定され、また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」（平成37年3月31日までの時限立法）が改正されました。これらの法律に基づき、市町村は、5年を一期として、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」（義務）を策定することや、母性並びに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のための「次世代育成行動計画」（任意）を策定することが定められました。

これまで本市は、「元気発進！子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】）」などに基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、少子化が急速に進む時代に対応し、新たな一歩を踏み出すためには、子どもが健やかに生まれ、子どもを生き育てることの喜びを実感できるまちの実現に向けた取り組みをより一層充実・強化する必要があります。

そこで、本市は、国の動向や「元気発進！子どもプラン」等の既存計画の成果や課題に加え、「北九州市子ども・子育て会議」での審議や市民アンケート調査、パブリックコメントや市議会などから得られた市民意見等を踏まえ、子育て支援や少子化対策を進めるための「元気発進！子どもプラン（第2次計画）【平成27～31年度】」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

(1) 計画の根拠と子どもに関わる他の計画との関係

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「北九州市次世代育成行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画です。

また、次世代育成支援対策推進法では、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」に関する計画も策定することとされています。この子どもの教育に係る行動計画は、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン(改訂版)」に定めることとし、本市の次世代育成行動計画として位置付けます。

さらに本計画は、関係法令に定める子どもに関わる他の計画である「保育計画」*1、「母子・父子・寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「子ども・若者計画」を一体のものとして策定しています。

*1：児童福祉法56条の4の2第1項に定める、保育の整備にかかわる計画

(2) 北九州市基本計画やその他の計画との関係

本市では、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プラン(平成25年12月改訂)の中で、まちづくりの目標として、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を掲げ、その下で「人づくり」をまちづくりの基本方針の一つとし、「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組んでいます。

本計画は、この基本構想・基本計画の分野別計画に位置付けられるもので、「第3次北九州市男女共同参画基本計画」、「北九州市生涯学習推進計画」、「北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画)」、「北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市障害者支援計画」、「(仮称)第四次北九州市高齢者支援計画」、「第二次北九州市食育推進計画」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

各計画の関係図									
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【基本構想・基本計画】									
北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン) (~平成32年度)									
改定版									
【次世代育成行動計画、子ども・子育て支援事業計画】									
元気発進!子どもプラン (北九州市次世代育成行動計画【平成22~26年度】) ※ひとり親家庭等自立促進計画、母子保健計画、保育計画を包含する					元気発進!子どもプラン(第2次計画) 北九州市次世代育成行動計画 北九州市子ども・子育て支援事業計画 【平成27~31年度】 ※母子・父子・寡婦自立促進計画、母子保健計画、 保育計画、子ども・若者計画を包含する				
北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (平成21~30年度)									
改訂版									
【関連計画】									
北九州市男女共同参画基本計画(第2次) (平成21~25年度)					第3次北九州市男女共同参画基本計画 (平成26~30年度)				
北九州市生涯学習推進計画 (平成23~27年度)									
北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画) (平成23~32年度)									
健康福祉北九州総合計画(健康づくり部門) (平成18~24年度)			北九州市健康づくり推進プラン (平成25~29年度)						
北九州市障害者支援計画 (平成18~22年度)		北九州市障害者支援計画 (平成24~29年度)							
第二次北九州市高齢者支援計画 (平成21~23年度)		第三次北九州市高齢者支援計画 (平成24~26年度)			(仮称)第四次北九州市高齢者支援計画 (平成27~29年度)				
北九州市食育推進計画 (平成21~25年度)				第二次北九州市食育推進計画 (平成26~30年度)					
北九州市スポーツ振興計画 (平成23~32年度)									
北九州市環境基本計画(改定) (平成24~28年度)									
北九州市住生活基本計画 平成20年度~概ね10年間									

3 計画の対象

本計画の基本理念*1は、「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”であることから、子どもから高齢者まで、全ての市民を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満の全ての子どもを基本とします。また、「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている40歳未満までの者も含まれます。

*1：基本理念は、24 ページ参照

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

特に、子ども・子育て支援事業計画については、計画期間の中間年を目安に、必要な見直しを行います。

5 計画の推進

(1) 推進体制

ア. 北九州市子ども・子育て会議

「北九州市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更の際には意見を聴くとともに、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進や、その実施状況等について、調査審議しながら、着実に計画を進めていきます。

イ. 北九州市少子化対策推進本部

庁内関係部局からなる「北九州市少子化対策推進本部（本部長：市長）」において、本計画に基づく子どもの健全育成や子育て支援施策について、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果的・効率的に推進します。

(2) PDCAサイクル

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。このため、個別事業が計画通りに進捗しているか（アウトプット）だけでなく、個別事業を束ねた施策や計画全体としてどの程度成果が上がっているのか（アウトカム）について点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等の意見を聴いた上で、市民に分かりやすい形で公表します。

なお、本計画の策定に当たっては、達成度を分かりやすくするため、できる限り数値目標を設定することに努めました。

（３）行財政改革の視点

本計画の推進にあたっては、北九州市行財政改革大綱に基づき、官民の役割分担と持続的な仕事の見直し、公共施設のマネジメントなどの取り組みや、選択と集中による経営資源の重点化などを図ります。

また、前述の点検・評価や年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていきます。

（４）地域社会との連携・協力

地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めていきます。「家庭」「地域」「学校」「企業」に対して本計画の趣旨や内容の周知を図るとともに、連携・協力しながら計画を推進します。

（５）国における施策との調整

子どもの健全育成や子育て支援は、国レベルでの対応を求められることも多いため、本市としては、国に対して必要な措置を求めています。

第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

本章では、子どもの健全育成や子育て支援のあり方を考える上で関わりの深い、少子化や社会経済の動向などの本市の子どもや子育てを取り巻く現状について整理しています。

なお、子どもや保護者の状況、また子育て支援施設での取り組みなど、個々の具体的な現状や課題等については、各論において整理しています。

1 本市を取り巻く現状

(1) 少子化の動向

本市の平成25年の出生数は8,072人でした。その出生率（人口千対）は8.4（全国8.2）、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は1.55（全国1.43）で、いずれも全国値よりも上回っています。

しかし、合計特殊出生率が、依然として人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08）を大きく下回る状況が続いています。また、初婚年齢が遅くなる晩婚化や第1子出生時の母親の平均年齢が上昇する晩産化が進行しており、少子化の原因の一つとなっています。

少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済面だけでなく、子育て家庭同士や子ども同士がふれあう機会の減少など、子どもの育ちや子育ての面でも深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。

ア. 人口

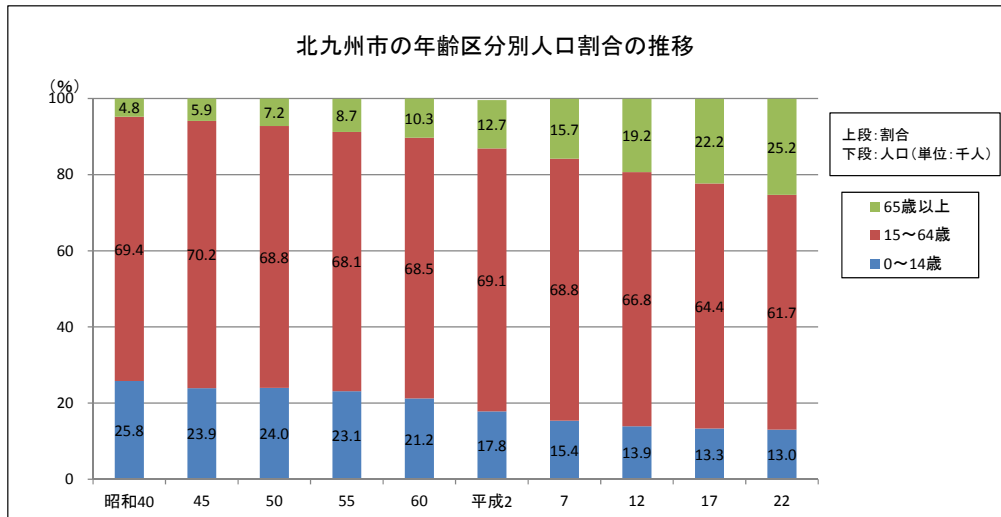
本市の人口は、昭和54年の1,068,415人（推計人口）をピークに減少傾向にあり、平成17年には100万人を下回り、平成26年には963,259人（推計人口）となりました。また、国全体の人口も、平成22年の128,057,352人（国勢調査結果）をピークに減少に転じています。

年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成22年までの30年間に、0歳～14歳は23.1%から13.0%に減少、15歳～64歳は68.1%から61.7%に減少しています。その一方で、65歳以上は8.7%から25.2%に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

	本市の人口	増減	全国の人口	増減
昭和45年	1,042,318	—	104,665,171	—
50	1,058,058	15,740	111,939,643	7,274,472
55	1,065,078	7,020	117,060,396	5,120,753
60	1,056,402	▲ 8,676	121,048,923	3,988,527
平成2年	1,026,455	▲ 29,947	123,611,167	2,562,244
7	1,019,598	▲ 6,857	125,570,246	1,959,079
12	1,011,471	▲ 8,127	126,925,843	1,355,597
17	993,525	▲ 17,946	127,767,994	842,151
22	976,846	▲ 16,679	128,057,352	289,358
26	963,259	▲ 13,587	127,097,558	▲ 959,794

資料：総務省「国勢調査」

注：平成26年は、北九州市推計人口（10月1日現在）と全国推計人口（5月1日現在）



資料: 総務省「国勢調査」

イ. 出生

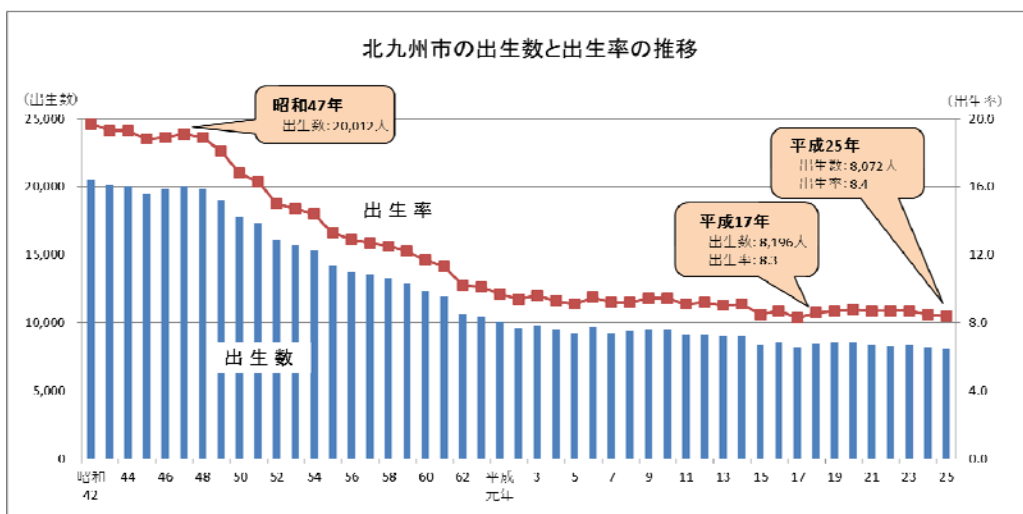
本市の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、平成25年は、過去最も少ない8,072人（前年比141人減）となりました。過去10年間を見れば、8,000人台で増減を繰り返しています。

合計特殊出生率については、平成17年に過去最低の1.30となりましたが、その後は増加傾向にあり、平成25年は1.55となっています。また、本市の合計特殊出生率（平成24年）は、全国平均を上回り、政令市中で1番高い数値となっています。

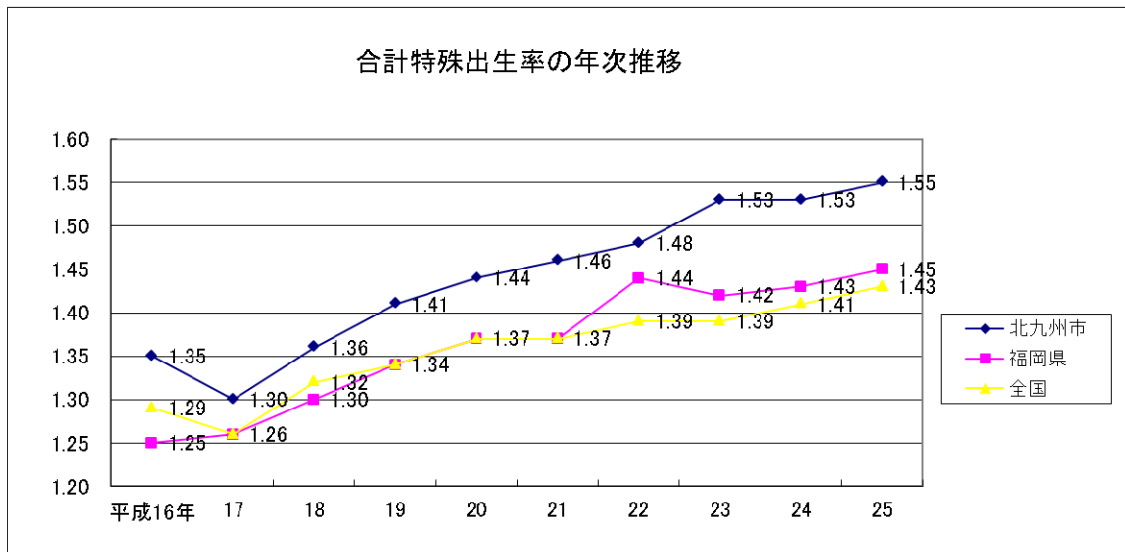
母親の年齢階級別出生数を見ると、20代は減少、30代は増加傾向にあり、平成25年は30代前半が2,704人と最も多く、次いで20代後半2,387人、30代後半1,581人、20代前半931人でした。

また、第一子を生んだときの母親の平均年齢は全国平均を下回っているものの、年々上昇傾向にあり、平成25年が29.6歳となっています。

このように、出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。



資料: 厚生労働省「人口動態調査」

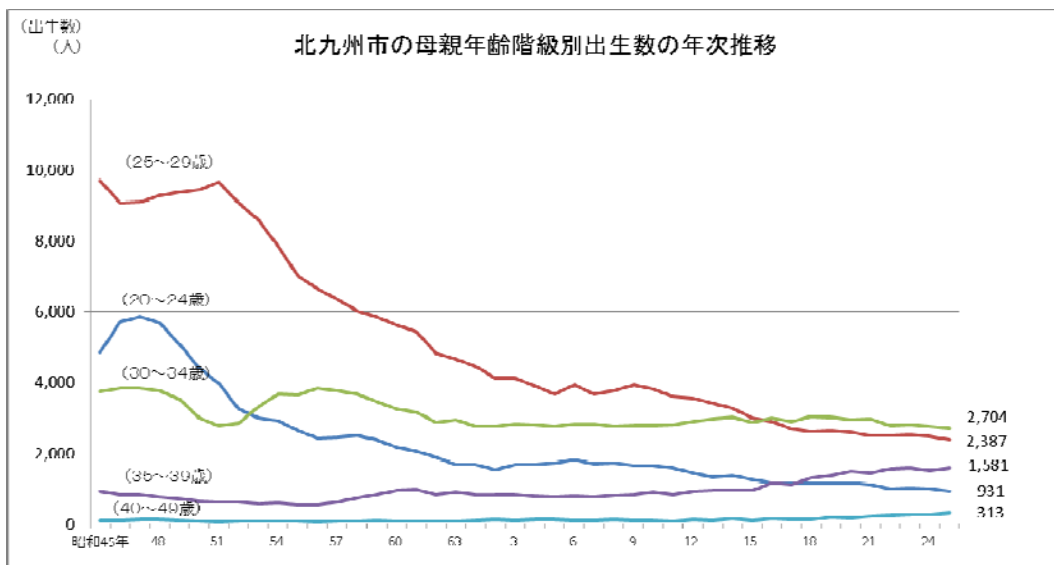


資料：厚生労働省「人口動態調査」、北九州市は「人口動態調査」に基づき独自算出

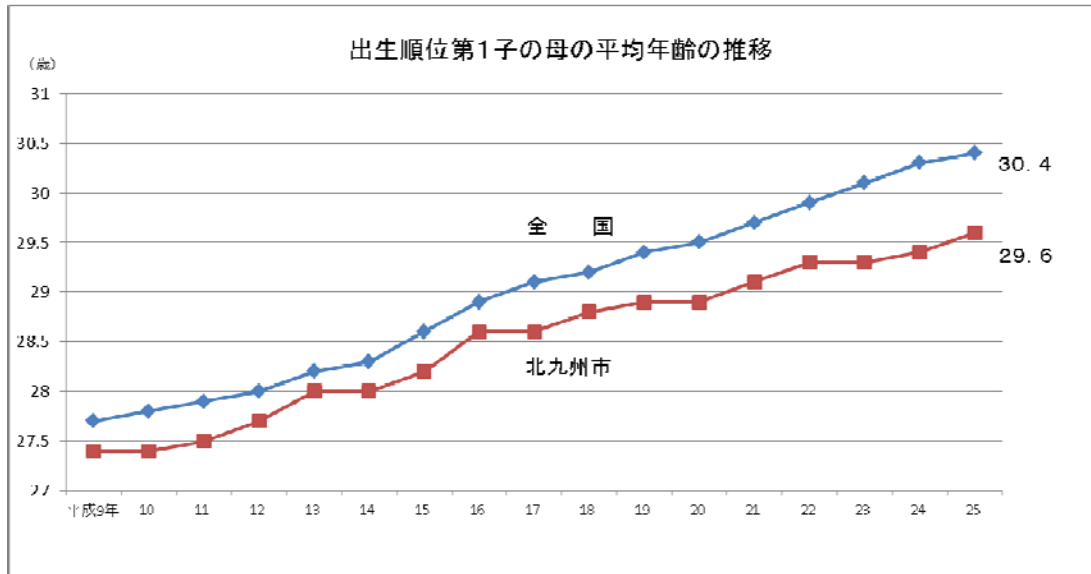
出生率の政令市比較(平成24年)

	出生率	合計特殊出生率		出生率	合計特殊出生率
札幌市	7.5	1.11	名古屋市	8.7	1.36
仙台市	8.9	1.27	京都市	7.5	1.21
さいたま市	8.5	1.27	大阪市	8.5	1.28
千葉市	8.0	1.32	堺市	8.6	1.42
横浜市	8.4	1.31	神戸市	8.0	1.29
川崎市	9.9	1.36	岡山市	9.3	1.44
相模原市	8.0	1.23	広島市	9.5	1.48
新潟市	7.9	1.30	北九州市	8.4	1.53
静岡市	7.6	1.35	福岡市	9.7	1.25
浜松市	9.0	1.47	熊本市	9.7	1.49

資料：出生率 厚生労働省「人口動態調査」、合計特殊出生率 各自治体調べ



資料：厚生労働省「人口動態調査」

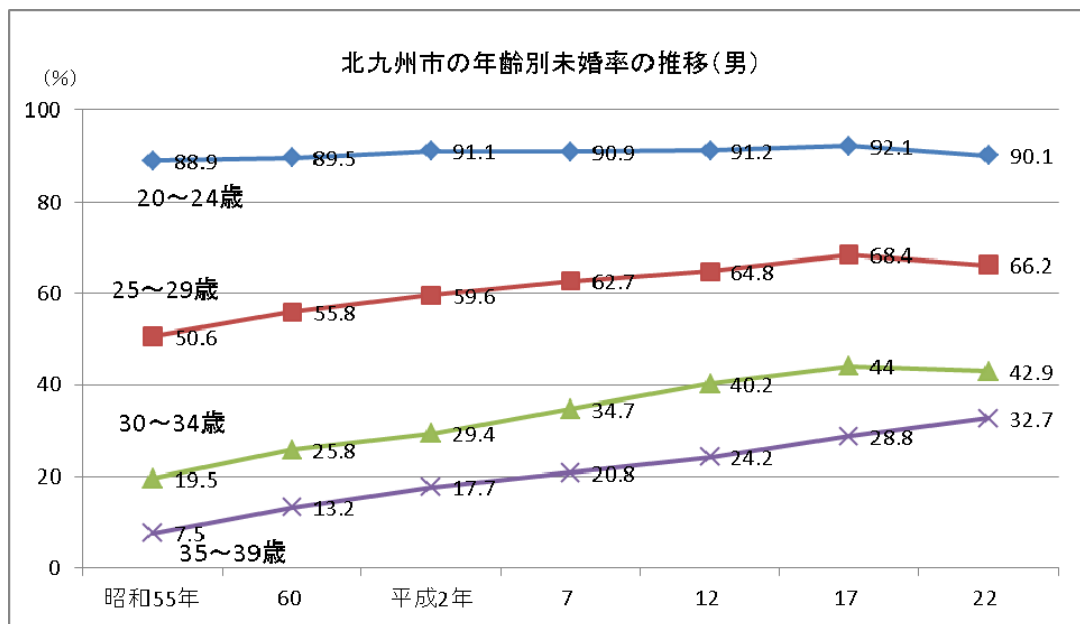


資料:厚生労働省「人口動態調査」

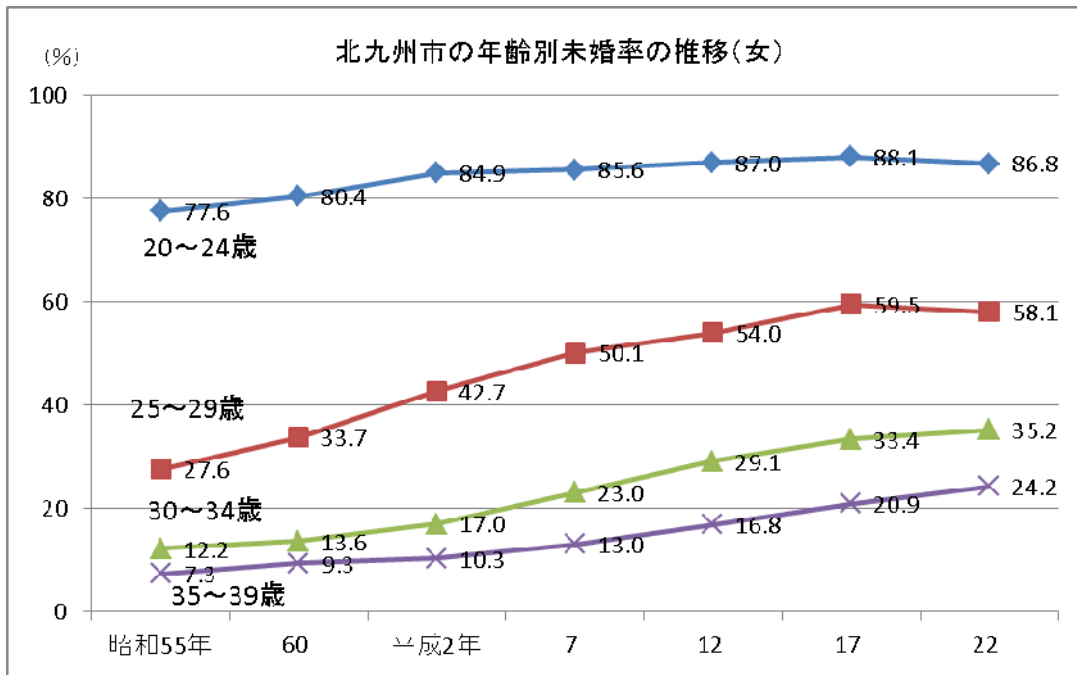
ウ. 婚姻

本市の15歳以上人口の未婚率は、平成22年は男性29.7%、女性23.0%で、国全体と比較すると、男性は1.6ポイント低く、女性は0.1ポイント高くなっています。本市の未婚率の経年変化を年齢階級別に見ると、男女ともに全ての階級で上昇傾向にあります。特に男性では35歳～39歳が32.7%で、昭和55年に比べ25.2ポイント上昇し、女性では25歳～29歳が58.1%と30.5ポイント上昇しました。

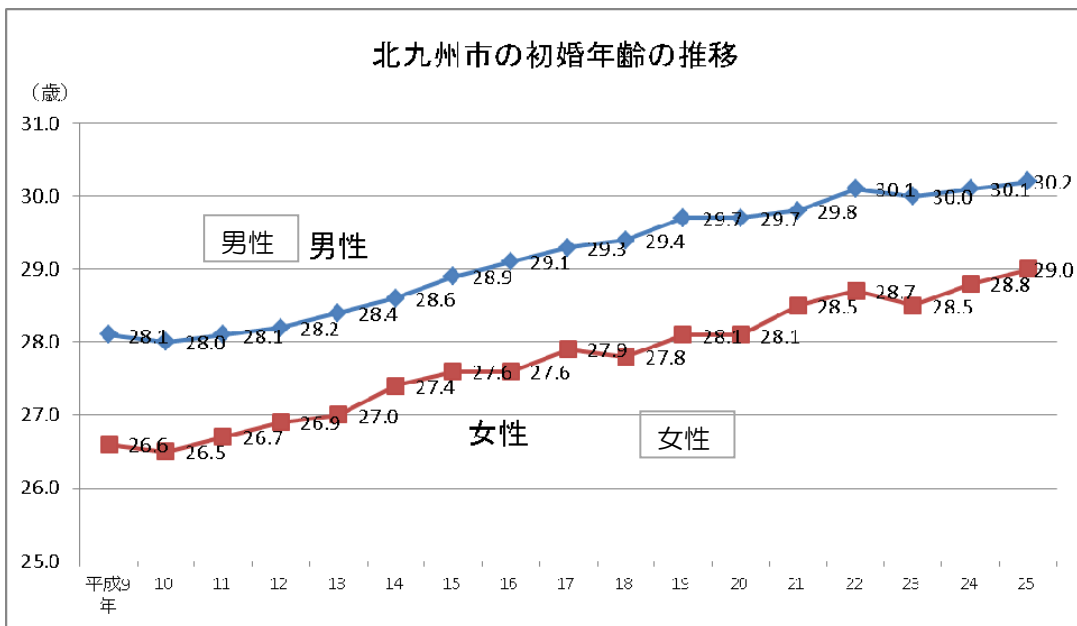
また、初婚年齢についても上昇し続けており、少子化の原因の一つと言われている晩婚化の傾向が見られます。



資料:総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」



資料:厚生労働省「人口動態調査」

(2) 社会経済等の動向

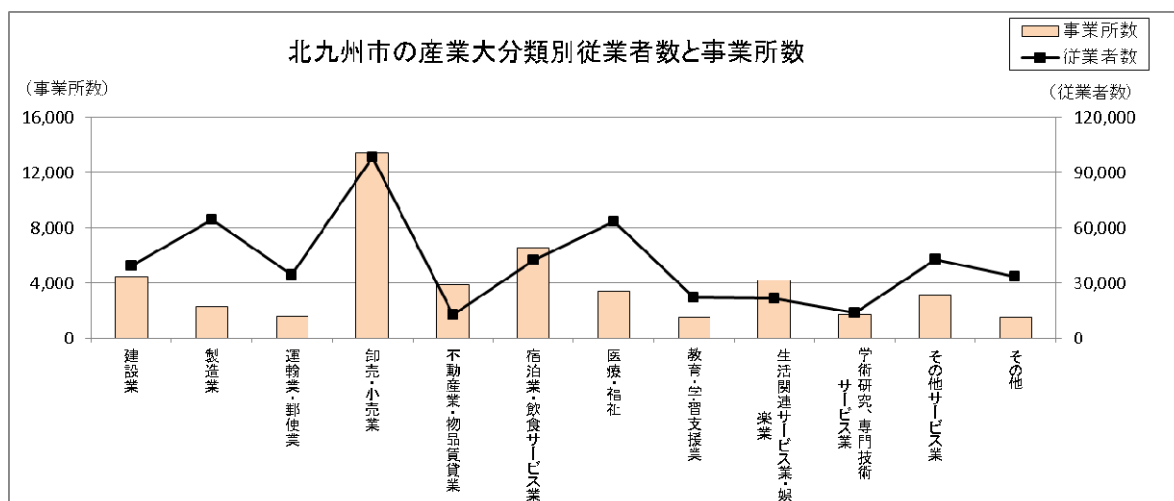
人口減少社会の到来や世界的な金融不安、東日本大震災の発生などこれまで経験したことのないような社会経済環境の大きな変化が、本市の経済においてもさまざまな影響を及ぼしていると考えられます。

このような中で、本市の財政状況は、高齢化社会の進展による福祉・医療関係経費の伸びや、老朽化した公共施設の改修・更新経費の増加等が見込まれるなど、さらに厳しさを増すことが予想されます。このため、「北九州市行財政改革大綱」（平成26年2月策定）を着実に実施し、簡素で効果的かつ効率的な行財政運営を推進し、活力ある北九州市の実現を目指していくこととしています。

ア. 産業の状況

平成21年の本市の事業所数は、47,796事業所、従業者数は490,347人です。

産業分野別に見ると、卸売・小売業が13,426事業所で全体の28.1%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業6,579事業所（構成比13.8%）、建設業4,451事業所（同9.3%）となりました。従業者数は、卸売・小売業が98,393人で全体の20.1%を占め、次いで製造業64,726人（構成比13.2%）、医療・福祉業63,488人（同12.9%）となりました。

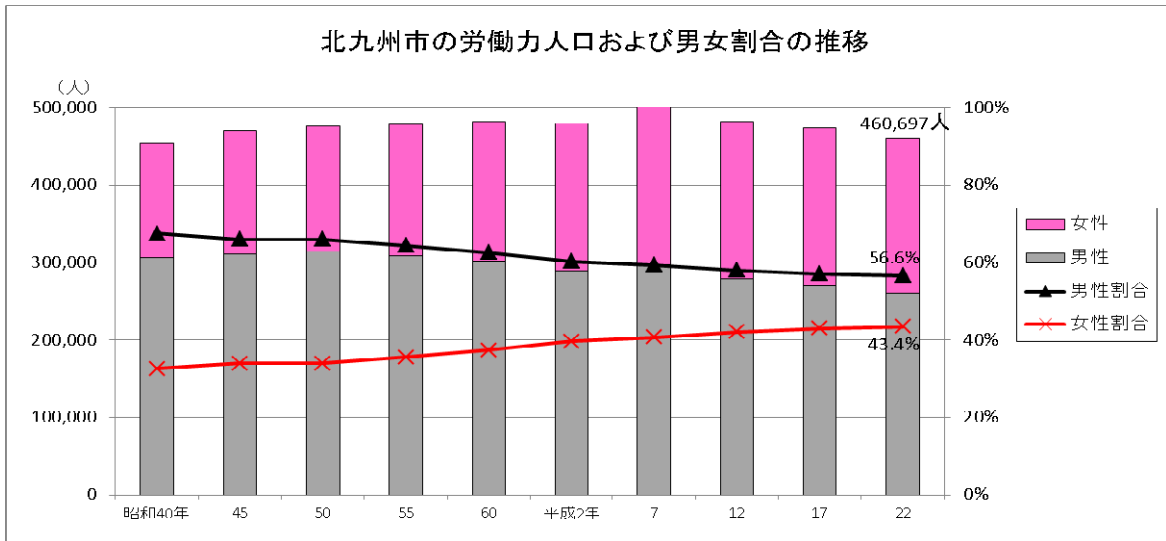


資料：総務省「平成21年経済センサス」

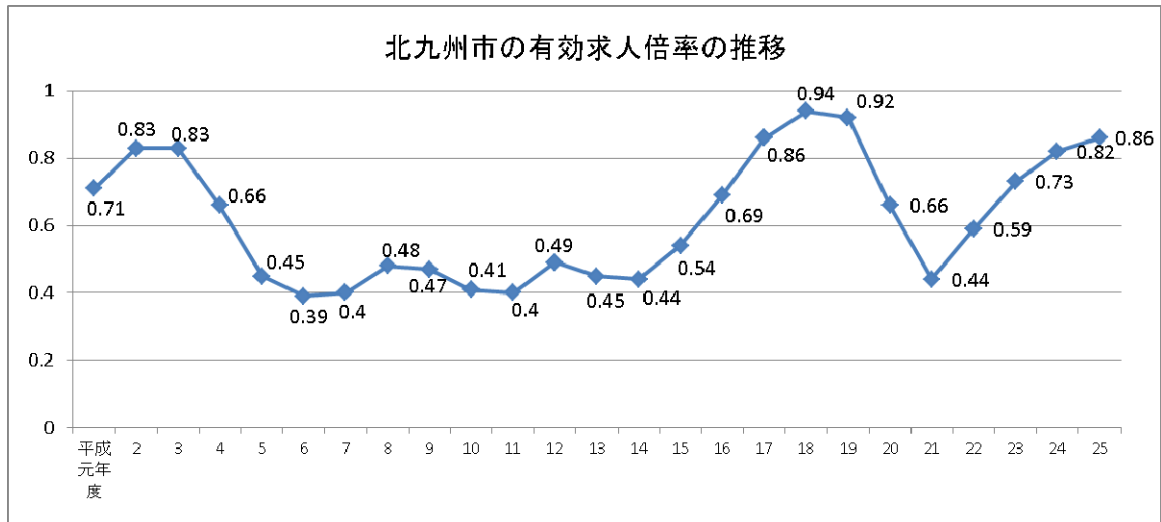
イ. 就労の状況

平成22年の本市の労働力人口は460,697人で、平成17年に比べて12,721人減少しました。男女別に見ると、男性が260,735人（9,295人減）、女性が199,962人（3,426人減）でした。また、平成25年度の有効求人倍率は0.86で、平成22年度から上昇傾向にあるものの、平成18年度と比較すると0.08ポイント低下しています。

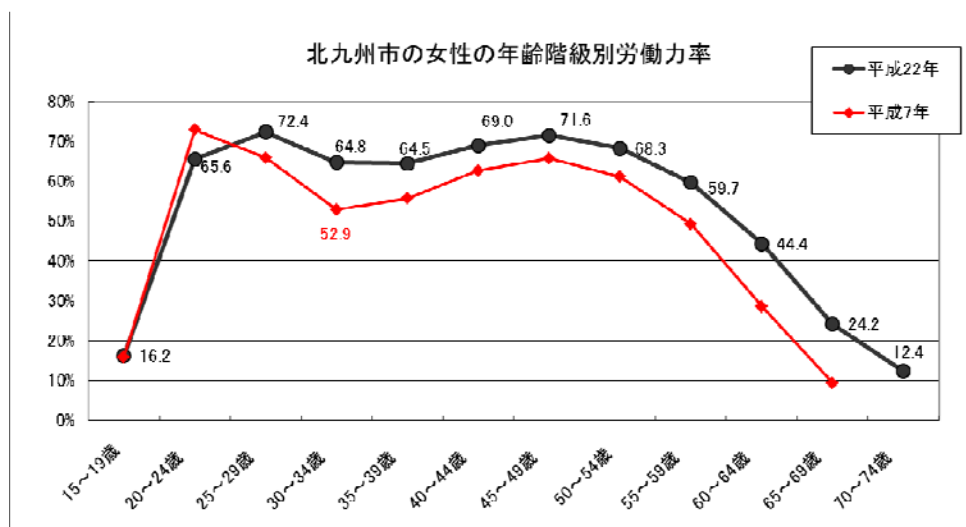
また、本市の女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。底の部分は平成7年から平成22年の15年間で11.6ポイント上昇し浅くなっていますが、依然として30歳代でいったん低下する傾向にあります。



資料:総務省「国勢調査」



資料:北九州市統計年鑑



資料:総務省「国勢調査」

ウ. 世帯の動向

平成 22 年の本市の世帯総数は 420,702 世帯（一般世帯：419,984 世帯、施設等の世帯：718 世帯）で、平成 17 年に比べて 7,192 世帯増加しました。

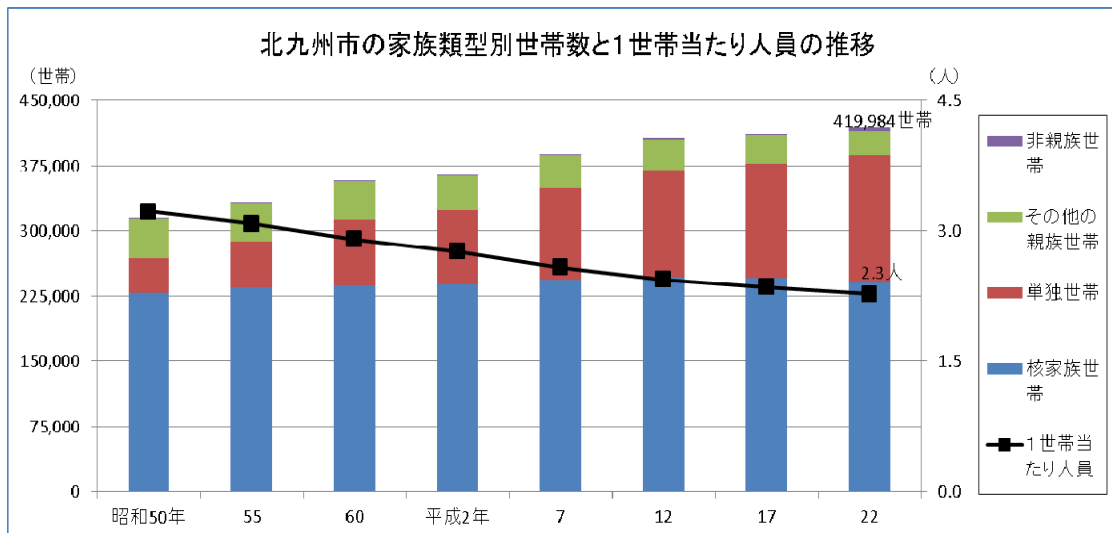
このうち、一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯 241,293 世帯（一般世帯に占める割合 57.5%）、その他の親族世帯 28,875 世帯（同 6.9%）、非親族世帯 3,466 世帯（同 0.8%）、単独世帯 145,276 世帯（同 34.6%）で、核家族世帯の割合が減少し、単独世帯が増加しています。核家族世帯の構成を見ると、夫婦のみの世帯と、ひとり親と子どもの世帯が増加し、夫婦と子どもの世帯が減少しています。また、1 世帯当たりの人員が減少しています。

※ 核家族世帯…夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯

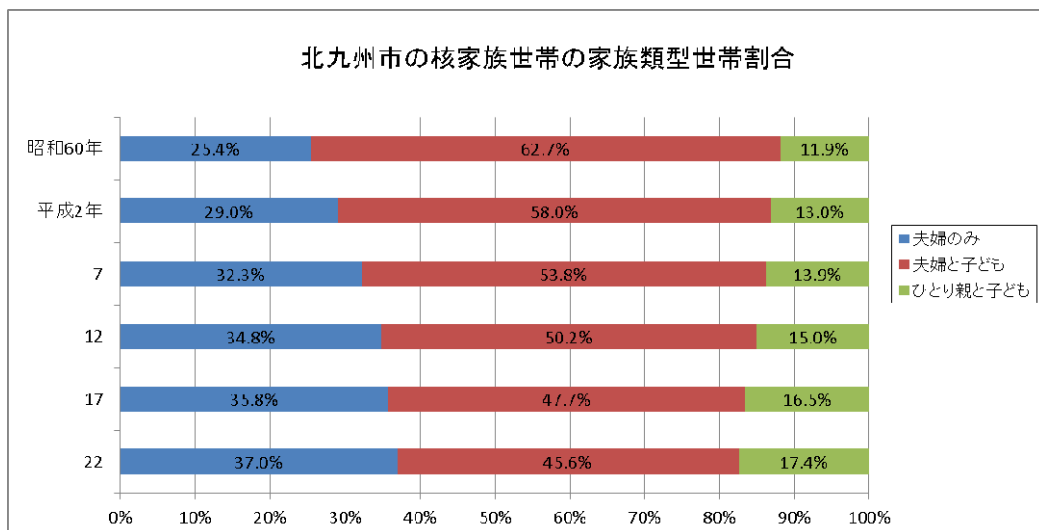
※ その他の親族世帯…二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯（核家族世帯を除く）

※ 非親族世帯…二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

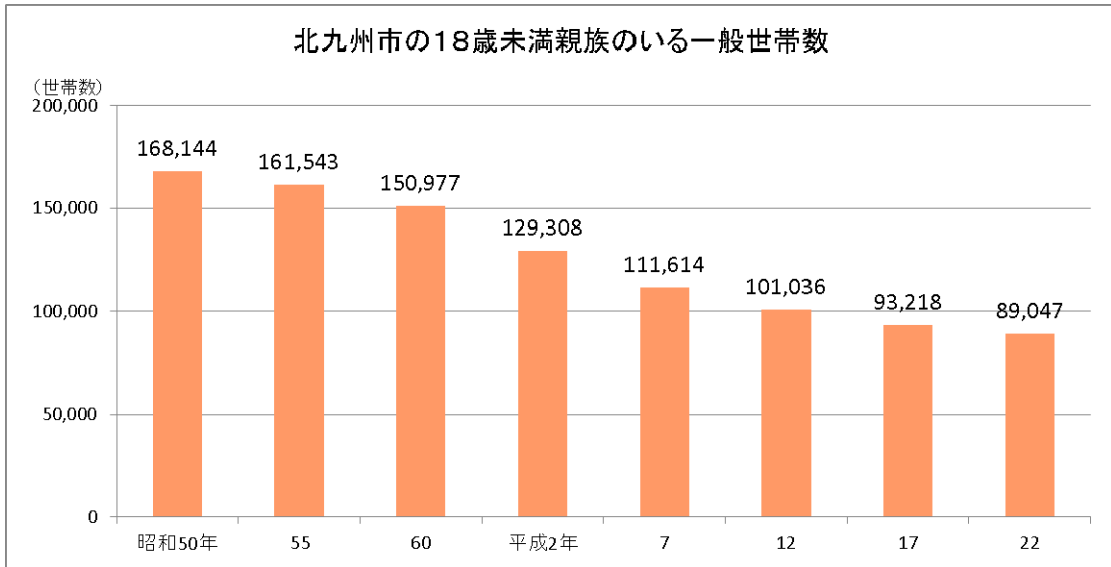
※ 単独世帯…世帯人員が一人の世帯



資料：総務省「国勢調査」



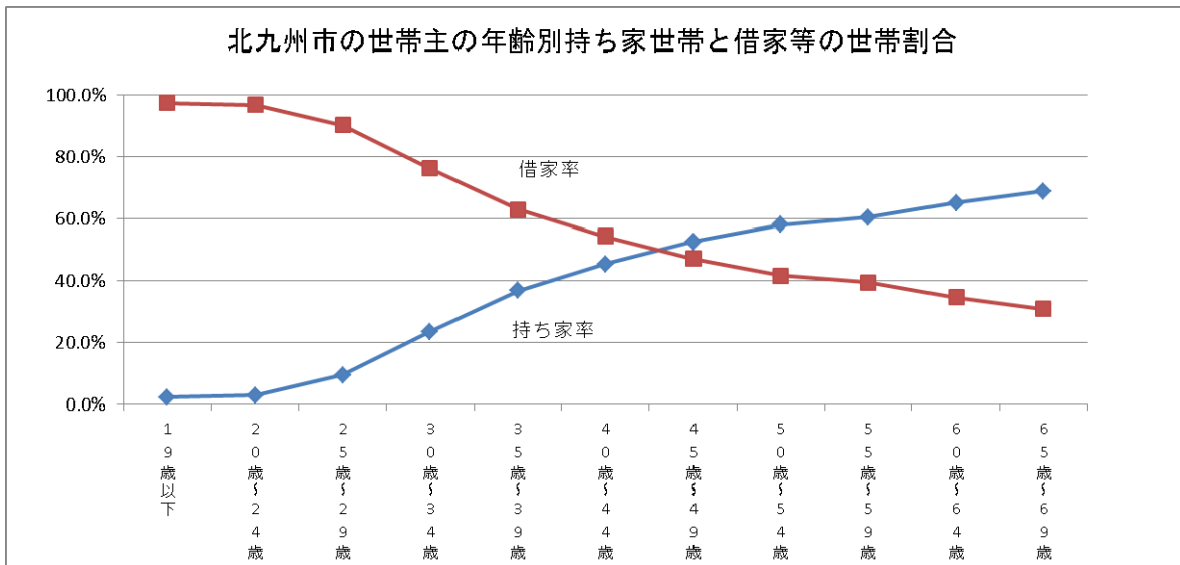
資料：総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」

エ. 住宅事情

平成 22 年の本市の住宅所有割合は、持ち家世帯 53.2%、民営の借家世帯 29.6%、公営の借家世帯 8.1%でした。世帯主の年齢別に見ると、40 代で持ち家に住む世帯と借家に住む世帯の割合が逆転し、持ち家世帯の方が多くなっています。



資料:総務省「国勢調査」

オ. 北九州市の財政運営

本市は、厳しい財政状況の中で、少子高齢化対策や新成長戦略、安全・安心への取り組みなど多様な行政需要に対応していくことが求められています。状況に的確に対応していくため、平成 26 年度からは北九州市行財政改革大綱に基づき、より一層の「選択と集中」を行いながら、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めていく必要があります。

2 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査からみた、子どもや子育てに関わる現状や意識

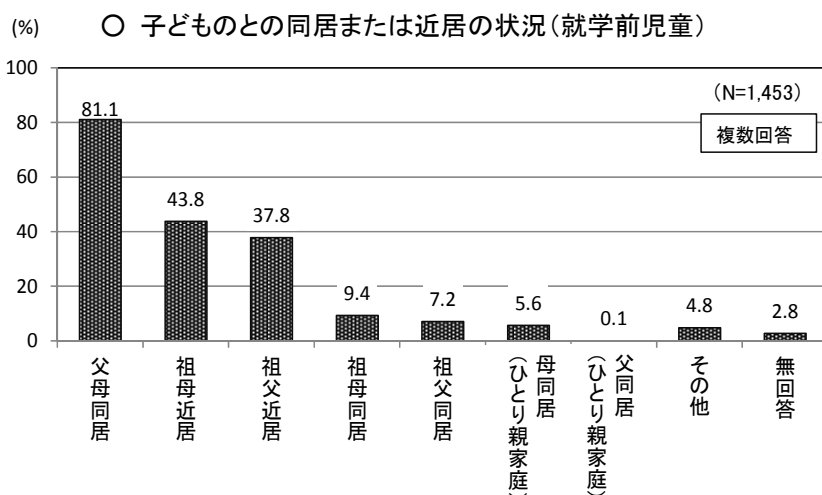
(1) 子どもや家庭の状況など

ア. 子育て家庭の核家族化や、相談できる人・施設の状況

保護者が子育てへの悩みや負担を強く感じる背景には、核家族化の進展など子育て家庭が孤立化している現状が指摘されています。

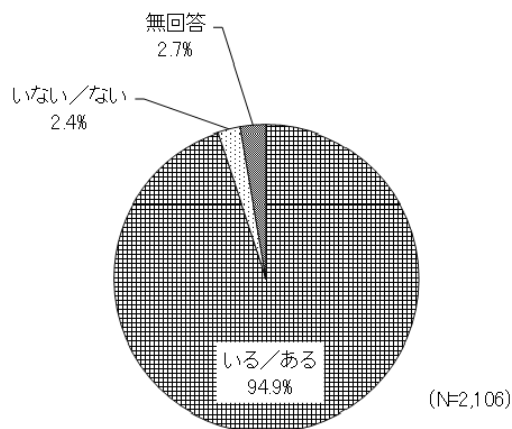
本市における子育て家庭の状況は、就学前児童がいる家庭をみれば、祖父又は祖母と同居しているのは、全体の 9.4%となっています。一方で、子育て家庭の 43.8%は、祖父又は祖母が 30 分以内に訪問できる近くに住んでいます。同居と近居を合わせれば半数以上が3世代にわたり北九州で暮らしていることが類推され、住んでいる所での家族の結びつきがまだ比較的残っていることがうかがえます。

また、子育て家庭の 94.9%は子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答しています。一方で、子育て家庭の 2.4%は「いない／ない」と回答しており、周りの人と関わりを持たない家庭があります。子育て家庭の孤立化は、保護者が育児不安に陥るばかりでなく、そのストレスが子どもの育ちに深く影響を及ぼすことが考えられ、地域や行政は子育て家庭を近くで見守り、関わっていく必要があります。



資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人・場所(就学前児童の保護者)



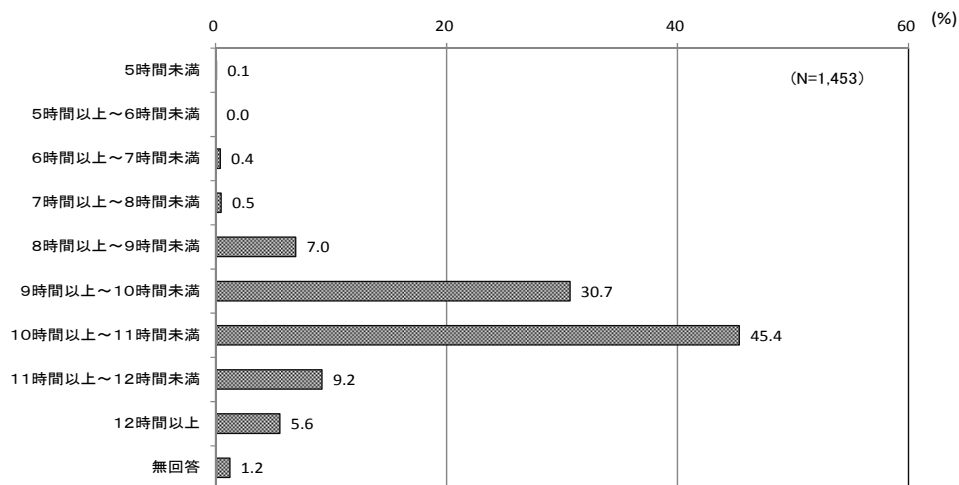
資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

イ. 子どもの生活状況

子どもの育ちを考える上で、しっかり睡眠を確保することが重要です。

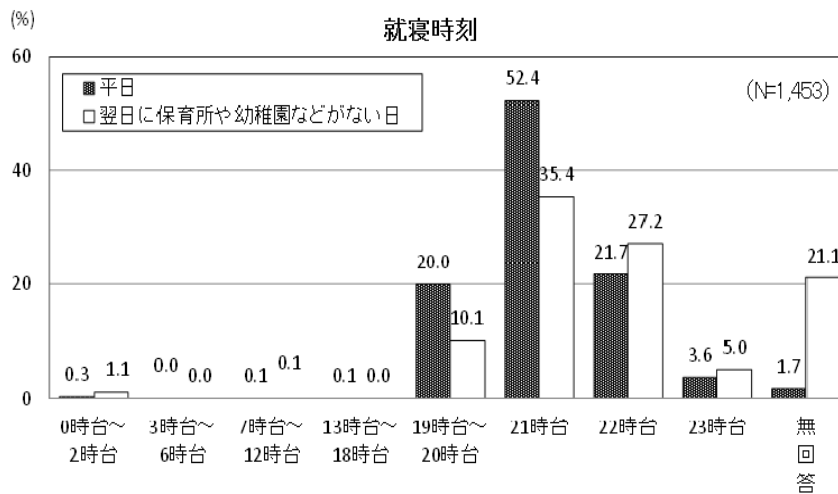
就学前児童の睡眠時間についてみると、子どもの60.2%は平均10時間以上の睡眠が確保されています。一方で、9時間の睡眠さえもとれていない子どもが8%います。また、就学前児童の平日の就寝時刻では、25.6%の子どもが22時以降に就寝しています。必要な睡眠の量は年齢や個人によってかなり差が生じますが、健やかな育ちや基本的な生活習慣の確立に、不安が残る子どもがいる状況がうかがえます。

○ 子どもの平均睡眠時間(就学前児童)



資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子どもの就寝時刻(就学前児童)



資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

小学生や中学・高校生の放課後の居場所(平日)についてみると、いずれの年代でも「自宅」で過ごすことが最も多くなっています。続いて、小学生は「公園などの屋外」「学習塾や習い事等」の順で多く、中学・高校生は「学校(部活動等)」「学習塾や予備校等」の順となっています。

○ 平日、子どもが放課後等で過ごすことが多い場所(抜粋)

区分	放課後過ごすことが多い場所	
小学生	1位 自宅(63.8%)	2位 公園など屋外(56.7%)
	3位 学習塾や習い事等(47.3%)	4位 友達の家(25.9%)
	5位 放課後児童クラブ(15.5%)	
	1位 自宅(69.1%)	2位 学校・部活動等(54.8%)
	3位 学習塾や予備校等(27.1%)	4位 公園や街中など屋外(6.2%)
中学・高校生	5位 友達の家(6.1%)	

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

ウ. 子どもの意識

今回のアンケート調査では、新しい試みとして、小学生（高学年）と中学・高校生の本人に希望する子育て支援策について尋ねました。

小学生、中学・高校生のいずれも、安全・安心に遊べる場所や学べる場所等を希望するなど、安全や安心に対する関心が高いようです。加えて、中学・高校生は、学業や就業など自分の将来に対する不安や関心が高いようです。

○ 子どもが希望する子育て支援策(抜粋)

区分	希望する子育て支援策
小学生 (高学年)	1位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験できる施設・場所(54.8%) 2位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(54.6%) 3位 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備(34.1%)
中学・ 高校生	1位 学業や進路、就業に関する不安や悩みを気軽に相談できる場所(39.9%) 2位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験ができる施設・場所(35.3%) 3位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(33.6%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

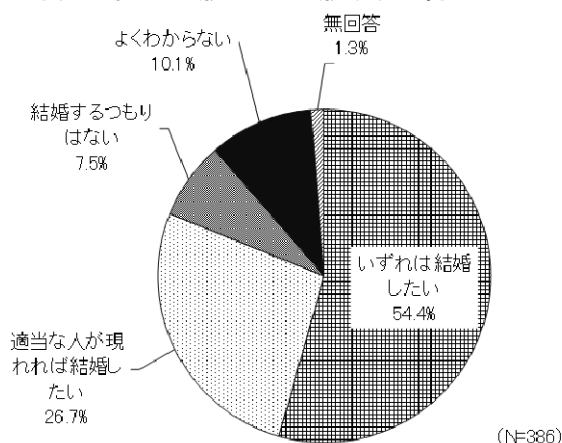
(2) 結婚や出産に対する意識

ア. 独身者の結婚に対する意識

少子化対策を考える上では、まず結婚や出産に対する意識や現状を把握する必要があります。

18歳以上40歳未満の男女で独身の人に結婚観を尋ねたところ、81.1%の人が「結婚したい」との意向があります。独身でいる理由については、その半数が「時間やお金を自由に使いたい」「適当な相手にまだめぐり合わない」「趣味や娯楽を楽しみたい」を挙げています。

○ 結婚に対する考え(18歳以上40歳未満の男女)



資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

イ. 出産に対する意識と現状

出産に対する意識は、7割以上の人が「赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる」や「家族が増えることがうれしい」と回答するなど、多くの人が良いイメージを持っています。

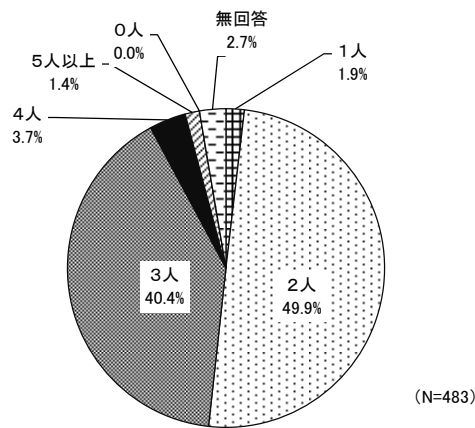
○ 出産に対する考え(18歳以上40歳未満の男女)

区分	内容
出産に対する考え	1位 赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる(78.8%)
	2位 家族が増えることがうれしい(71.2%)
	3位 出産は、女性にしか体験できない素晴らしいものである(46.9%)
	4位 妊娠中のつわりや、産むときの痛みがある(34.6%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

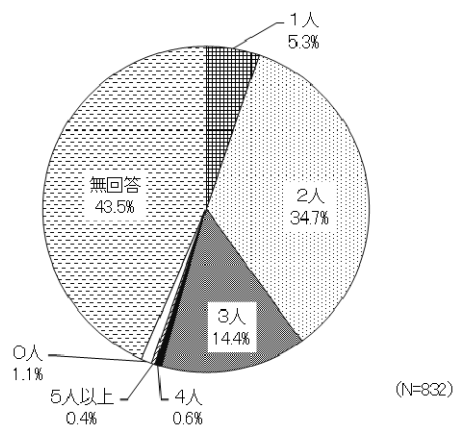
一方で、理想的な子どもの人数と実際に持つつもりの子どもの人数を比較すると、理想では「2人」49.9%、「3人」40.4%、「4人」3.7%の順で多く、実際では「2人」34.7%、「3人」14.4%、「1人」5.3%の順となっています。実際に持つつもりの子どもの人数には、多くの無回答が含まれていますが、理想と考える子どもの数より少ない傾向がうかがえます。その主な理由には、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「年齢上の理由から」「育児の心理的、肉体的負担が大きいから」などが挙げられています。

○ 理想的な子どもの人数(18歳以上40歳未満の男女)



資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

○ 実際に持つつもりの子どもの人数(18歳以上40歳未満の男女)



資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

3 国の動き

国においては、平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始まり、平成6年、今後10年間の子育て支援について取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」が策定されました。

平成15年には、地方自治体および企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成26年4月改正。平成36年度まで期限延長）や「少子化社会対策基本法」が制定され、平成16年には取り組みの指針である「少子化社会対策大綱」と具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が決定されました。さらに、平成18年には、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする『子どもと家族を応援する日本』重点戦略が決定され、両立支援に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

平成22年には、少子化に対処するための施策の指針（総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱とその実施計画）として、「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

平成24年には「子ども・子育て支援法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に提供する、子ども・子育て支援新制度の取り組みが始まりました。

平成25年には、①子育て支援、②働き方改革、③結婚・妊娠・出産支援を3本の矢（柱）とする「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、若い世代が家族を形成し、子育てに伴う喜びが実感でき、子どもたちにとってもより良い社会を実現するための取り組みが進んでいます。

平成26年には、人口減少の抑制や地域振興策など、地域が持続的な社会を創生できるための取り組みを進めるため、政府に「まち・ひと・しごと創生本部」の準備室を新たに設置しました。また、幼児教育の段階的な無償化や義務教育の対象を5歳児に前倒しすることの検討が始まるなど、今後、子どもをめぐる制度や施策が変わることが考えられ、本市はこれらの動きを注視していく必要があります。

4 元気発進！子どもプラン（平成22～26年度）の取り組みと評価

（1）取り組み内容

本市では、これまで「北九州市子どもプラン（平成9年2月策定）」「北九州市少子社会対策推進計画（新子どもプラン、平成12年11月策定）」「新新子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成17～21年度】）」「新新子どもプラン拡充版（中間見直し）」等に基づく取り組みを踏まえ、「元気発進！子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】）」を策定し、これらの計画に基づき、保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い分野で、総合的に子どもの健全育成や子育て支援に取り組んできました。

その中で、北九州市らしい特色のある取り組みとしては、

- 小児救急センターをはじめとする24時間対応の小児救急医療体制における総合的な救急医療の提供
- 保育所の不足する地域の定員増に努め、年度当初の待機児童を解消するとともに、就労形態の多様化等に伴う保護者のニーズに対応した特別保育の充実
- 希望する全ての児童を受け入れるための放課後児童クラブの充実
- 子どもが遊び、子育て相談や交流・情報交換等ができる「子どもの館」「子育てふれあい交流プラザ」「親子ふれあいルーム」など子育て支援施設の運営
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「のびのび赤ちゃん訪問」や身近な場所で保健師等の専門家が相談を受ける「妊産婦・乳幼児なんでも相談」の実施
- 外出時に授乳やおむつ替えできる「赤ちゃんの駅」事業の官民協働による推進
- 青少年の健全育成を行うために若者の活動拠点となる「ユースステーション」や、悩みや課題を抱える若者の自立を支援する「子ども・若者応援センター『YELL』」の設置・運営
- 企業、働く人、市民、行政で構成する「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心とした仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などに取り組みました。

さらに、市民ニーズを踏まえ、母子健康診査の充実や、乳幼児等医療費、特定不妊治療費に対する公費助成の拡充等、母子の健康確保や経済的負担の軽減などにも努めてきました。

（2）評価と課題

これらの取り組みに対する市民の評価としては、市民意識調査において「子育て支援の推進」が、平成22年度に前年度の19位から4位に上昇し、以降4位・5位で推移する等高い評価を受けています。また、NPO法人が実施している「次世代育成環境ランキング」において、平成17年度から平成25年度まで政令指定都市の中で常にトップに位置づけられています（平成22年度は2位、それ以外は1位）。このように、本市の子育て支援の取り組みは、市内外から一定の評価を受けています。

一方、

- 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年度予定）を控え、地域のニーズを踏まえた質の高い幼児期の学校教育や保育を総合的に提供することや、年間を通じた待機児童の解消が求め

られている

- 少子化社会の問題は、社会経済全体に深刻な影響を及ぼすことが指摘されるなど国や地域を挙げて取り組むべき社会的課題であり、地方自治体としてその緊急性に鑑み、結婚・妊娠・出産から育児にわたる一貫した切れ目ない支援や働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組み、より一層子どもを生み育てやすい環境づくりを進める必要がある
 - 妊娠・出産・育児期において、関係機関が連携した保健指導や相談体制の確保が重要である
 - 全国的な医師不足の中、本市の優れた周産期医療体制や小児救急医療体制を維持していく必要がある
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直していく必要がある
 - 有害サイトや危険ドラッグによる被害など青少年を取り巻く社会環境が変化する中で、社会全体で青少年の非行防止や立ち直り支援、薬物乱用防止などに取り組む必要がある
 - ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができるよう就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供などの取り組みや、子どもの貧困対策として、世代を超えた貧困の連鎖解消に向けた取り組みを進める必要がある
 - 発達障害等の早期発見および対応の充実に取り組む必要がある
 - 必要とされる子育てに関する情報が、タイムリーに市民に届くよう、情報提供のあり方を見直すとともに、内容を充実させる必要がある
- などの課題もあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と計画の視点等

(1) 基本理念

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

子どもは「社会の希望」であり、「未来をつくる存在」です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する未来への投資であり、市民にとって重要な意味を持ちます。そのため、「子どもの成長」と「子育て」について、全ての市民が自分の問題として捉え、その置かれた状況に応じた役割を果たし、地域社会全体で支えなければなりません。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとで、家庭が、そして地域や学校、企業、行政といった地域社会全体が子育て力を高め、全ての子どもたちが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

このような基本理念を踏まえ、以下の項目を本計画の策定や推進に当たっての視点としています。

(2) 計画の視点

ア. 子どもが主体の視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心をもつ、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。

この計画では、第一に「子どもが主体という視点」を共通の基本的考えとして、保護者が子どもとしっかり向き合って子育てができるよう、全ての施策に取り組んでいきます。

イ. 全ての子どもと家庭を支える視点

子育てにおけるさまざまな問題を踏まえて、広く全ての子どもと子育て家庭を支援し、一人一人の子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指すという考えの下、計画を推進します。特に社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害や疾病のある子ども、児童虐待、貧困など特別な支援を要する子どもや家庭への支援を充実します。

ウ. 子どもの成長と次代の親づくりの視点

子どもは、段階を経ながら成長し、次代の親へとつながる存在です。乳幼児期には心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、学童期には自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。青年期には、より一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。このように、長期的な視野に立ち、子どもが豊かな人間性を形成し、自立し、次代の親となるために、それぞれの時期に応じた確かな成長を支えることが必要です。

エ. 親としての成長を支える視点

子育てとは、保護者が日々成長する子どもの姿を見ながら、喜びや楽しさを直接感じることができる営みです。それは同時に、初めて子どもを持った親にとっては、子育てに不安を感じながら親として成長する過程でもあり、自己肯定感を持ち、子どもと向き合うことが、生きがいへとつながります。子育て支援を行う者は、保護者が子育ての責任を果たし、その権利を享受することの重要性を踏まえ、保護者に寄り添い成長につながる支援をしていくことが大切です。

オ. 地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があります。地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が子育て支援の重要性の理解を深め、力を合わせて支援する「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みが必要です。

また、子育ては男女が協力して行うべきものです。男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の形成を図ることも必要です。

(3) 少子化社会への対応

少子化・人口減少社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。

一方で、少子化等による人口構造の変化は、労働力人口の減少や経済成長への影響、社会保障体制の維持、子ども同士の交流機会の減少など、社会経済全体のみならず子どもの成長にも深刻な影響が懸念される社会的課題であり、この少子化の進行に歯止めをかけるため、国や地域を挙げた対策に取り組むことが求められています。

これらを踏まえ本市は、本計画において、親子の健康保持や増進、質の高い幼児期の学校教育や保育の提供、青少年の健全育成、特別な支援を要する子どもへの支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などに取り組み、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現を目指します。

2 4つの政策分野と14の施策

この計画（次世代育成行動計画）は、基本理念や計画の視点、「元気発進！子どもプラン」の成果や課題、次世代育成支援対策推進法を踏まえ、子育て支援施策の対象や内容を総合的に整理し、次の4つの政策分野と14の施策で構成しました。

政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

子どもを安心して生み育てるためには、生まれる前から自立するまで、また家庭から社会環境まで、幅広く支援に取り組むことが重要です。

親子の健康の保持・増進は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩です。子どもの心と体が健康に育つ社会を構築するために、妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。子育てに悩む家庭を支えるために、相談支援体制の充実や地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、子育て家庭が学ぶ場を提供するなど家庭の教育力の向上に努めます。

また、男女が協力しながら家庭での責任を果たし、ともに子育てに向き合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取り組みや、身の回りに潜む危険を知り、事故を未然に防ぎ危機を回避できるよう、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。

- [施策] (1) 母子保健
- (2) 母子医療
- (3) 子育ての悩みや不安への対応
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (6) 安全・安心なまちづくり

政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

乳幼児期は、心情や意欲、基本的な生活習慣など生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、認定こども園や幼稚園、保育所等では、保育者が一人一人の子どもの違いに留意し、それぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。また、市民の保育サービス充実への期待は大きく、待機児童の解消や働き方に応じた多様な保育サービスの提供が求められています。

これらを踏まえ、職員研修等を通じて教育・保育の質の向上を図るとともに、保育の量的拡大や多様な保育サービスの充実に努めます。また、教育・保育施設が地域における子育て支援拠点としての機能強化を図るための支援を行います。

- [施策] (7) 幼児期の学校教育や保育の提供

政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

青少年期は、感受性が豊かになり、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進む大切な時期で

す。さまざまな体験活動やボランティア活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。放課後の居場所づくりや青少年の自主的な活動を進めるため、放課後児童クラブやユースステーション等を運営し、子どもや子育て家庭のニーズを踏まえ、さらなる魅力づくりに取り組みます。

また、地域社会全体が連携・協力しながら非行防止や自立支援などに取り組み、子どもや若者が直面するさまざまな課題に対応していきます。

- [施策] (8) 放課後児童クラブ
- (9) 青少年の健全育成
- (10) 子ども・若者の自立や立ち直りの支援

政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

子どもの成長や子育てを支える取り組みは、全ての子どもや子育て家庭が対象です。その中でも、養育困難、ひとり親家庭、貧困、虐待、障害、疾病などの事情がある子どもや子育て家庭には、その状況に応じた特別な支援が必要です。

家庭での養育が困難で社会的養護が必要な子どもや障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。

ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みや不安に対応するとともに、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

そして、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めます。

また、依然として児童虐待が発生していることから、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、全ての子どもの人権が尊重される社会づくりを進めます。

- [施策] (11) 社会的養護の必要な子どもへの支援
- (12) ひとり親家庭等への支援
- (13) 児童虐待への対応
- (14) 障害のある子どもへの支援

3 北九州市子ども・子育て支援事業計画

北九州市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された子どもの育ちに関する理念や子育て支援の意義、市町村子ども・子育て支援事業計画策定の考え方に即して、次の7つの項目で構成しました。

- (1) 幼児期の学校教育や保育の推進
- (2) 地域における子ども・子育て支援の推進
- (3) 幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保
- (4) 幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み
- (5) 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- (6) 子どもに関わる専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携
- (7) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

4 家庭、地域、学校、企業、行政の役割と相互の連携

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成するという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があります。

地域社会の構成員である「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」は、子どもの健全育成や子育て支援の重要性の理解を深め、自らの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、保護者に寄り添い支援することが重要です。

○ 家庭の役割

子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育みます。

○ 地域の役割

地域社会全体で子どもを育てていくという認識を共有し、地域住民が主体となった子育て支援活動などを通じて、見守り、ふれあい、支え合いの輪を広げます。

○ 学校の役割

子どもたちのたくましく生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、学校施設を活用した生涯学習などを通じて、地域における多様な活動の場としての機能・役割の充実に努めます。

○ 企業の役割

子どもの健全な成長のためには、男女がともに協力しながら子育てに向き合うことが必要という認識を共有し、仕事と子育ての両立支援への取り組みを進めます。また、地域社会の一員として、福祉、芸術、文化、スポーツなど、地域社会への一層の貢献と参画に努めます。

○ 行政の役割

子どもの健全育成や子育て支援の推進に向けて、市民のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進や、地域住民や企業等が主体となった活動の支援・促進に取り組むとともに、家庭や地域、企業をはじめ地域社会全体の理解と協力を求めています。

元気発進！子どもプラン（第2次計画）の全体概要

☆ 計画の位置付け：北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すもの

☆ 計画期間：平成27～31年度（5年間）

理念・視点

【基本理念】

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”

～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、全ての子どもが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

【5つの視点】

子どもが主体の視点

全ての子どもと家庭を支える視点

子どもの成長と次代の親づくりの視点

親としての成長を支える視点

地域社会全体で支援する視点

4つの政策分野

1. 安心して生み育てることができる環境づくり

【施策】

(1) 母子保健

- ①安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ②発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
- ③養育支援が必要な家庭に対する支援の充実
- ④基本的生活習慣の定着や食育の推進
- ⑤適切な思春期保健の推進

(2) 母子医療

- ①周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
- ②子どもの感染症予防の推進
- ③不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

(3) 子育ての悩みや不安への対応

- ①地域における子育て支援の環境づくり
- ②市民が利用しやすい相談体制
- ③必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり
- ④少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援

(4) 家庭の教育力の向上

- ①子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上
- ②地域等と連携した家庭の教育力の向上
- ③非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

(5) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進

- ①事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進
- ②男性の家事・育児への参画促進

(6) 安全・安心なまちづくり

- ①子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
- ②安全・安心を実感できるまちづくりの推進
- ③子育てに優しい都市環境の整備
- ④子育てしやすい住環境の提供
- ⑤交通安全の推進

2. 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

【施策】

(7) 幼児期の学校教育や保育の提供

- ①保育の量の確保と教育・保育の質の向上
- ②幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ③幼稚園、保育所等における障害児保育の充実
- ④保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実
- ⑤幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
- ⑥教育・保育に関する情報提供

3. 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

【施策】

(8) 放課後児童クラブ

- ①放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ②放課後児童クラブの魅力向上

(9) 青少年の健全育成

- ①青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
- ②有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進
- ③危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進
- ④不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進
- ⑤デートDV予防啓発の推進

(10) 子ども・若者の自立や立ち直りの支援

- ①若者の自立を支援する環境づくり
- ②非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

4. 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

【施策】

(11) 社会的養護が必要な子どもへの支援

- ①児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ②里親や小規模住居型児童養育事業の普及促進

(12) ひとり親家庭等への支援

- ①ひとり親家庭の生活の安定と向上
- ②子どもの貧困対策

(13) 児童虐待への対応

- ①児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

(14) 障害のある子どもへの支援

- ①障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化
- ②保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化
- ③障害のある子どもの放課後対策の充実
- ④ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実
- ⑤重度の障害のある子どもへの支援の強化
- ⑥発達障害のある子どもへの支援の充実

個別事業

子ども・子育て支援事業計画

1 幼児期の学校教育や保育の推進

- ①教育・保育の提供区域の設定
- ②教育・保育の量の見込みと確保の方策

2 地域における子ども・子育て支援の推進

- ①地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
- ▼妊婦健康診査 ▼乳児家庭全戸訪問 ▼養育支援訪問 ▼地域子育て支援拠点事業 ▼利用者支援 ▼延長保育 ▼病児保育
- ▼一時預かり ▼子育て短期支援(トワイライトステイ、ショートステイ)
- ▼ほっと子育てふれあい事業 ▼放課後児童クラブ

3 幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保

- ①認定こども園の普及
 - ②教育・保育及び地域子ども・子育て支援の役割、必要性和その推進
 - ③教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携
- ### 4 幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み

5 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ⑥子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携
- ⑦労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携